

平成22年(ミ)第1号乃至第3号 会社更生事件

決 定

東京都品川区東品川二丁目4番11号

平成22年(ミ)第1号更生会社 株式会社日本航空

東京都品川区東品川二丁目4番11号

平成22年(ミ)第2号更生会社 株式会社日本航空インターナショナル

東京都品川区東品川二丁目4番11号

平成22年(ミ)第3号更生会社 株式会社ジャルキャピタル

上記3社管財人 株式会社企業再生支援機構

同 片 山 英 二

上記各更生会社に係る頭書事件について、当裁判所は、会社更生法189条1項、2項、196条2項、会社更生規則52条2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

- 1 管財人提出の更生計画案を決議に付する。
- 2 議決権の行使は、書面投票により行う。
- 3 書面投票の投票期間を平成22年9月10日から同年11月19日までと定める。
- 4 決議は、各更生会社について、それぞれ、更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
- 5 議決権を不統一行使する場合の通知期限を平成22年11月12日と定める。

平成22年8月31日

東京地方裁判所民事第8部



裁判長裁判官 菅 野 博 之

裁判官 福 井 章 代

裁判官 馬 渡 直 史

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 手 嶋 健一郎

